

第1回 飯山市地域密着型サービス運営委員会

1. 地域密着型サービスについて

平成19年（2006年）4月より創設。認知症や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

【参考】パンフレット「あなたと歩む介護保険」 P21～23
飯山市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

2. 地域密着型サービス事業所について

(1) 飯山市内地域密着型サービス指定事業所

介護保険事業者番号	事業所名称	事業所等の所在地	備考	定員
2071300236	グループホームゆりかご	飯山市静間2900番地2	GH	9
2071300228	宅幼老所 ゆりかご		地密タイプ	15
2091300034	社会福祉法人ジェイエー長野会 デイサービスセンター北部ひだまり	飯山市常郷28番地1	認知症タイプ	12
2071300053	飯山市社協デイサービスセンターゆきつばき (舞姫)	飯山市飯山7355番地4	認知症タイプ	12
2071300079	飯山市社協ヘルパーステーションゆきつばき		予防タイプ 予防訪問	4
2091300018	グループホームすずらん	飯山市飯山193番地	GH	18
2091300018	グループホームあおい	飯山市飯山2128番地19	GH	18
2071300459	社会福祉法人ジェイエー長野会 北信州みゆき介護センター	飯山市飯山3567番地	予防訪問	
2071300319	飯山市社協デイサービスセンター瑞穂	飯山市瑞穂6385番地	予防タイプ	3
2071300384	飯山市社協デイサービスセンター外様	飯山市緑1051番地5	地密タイプ 予防タイプ	15 3
2051380018	医療法人みゆき会 飯山介護老人保健施設みゆき	飯山市木島9番地	予防タイプ	15
2091300059	リハビリ特化型通所介護Lifewell	飯山市南町25番地1	地密タイプ 予防タイプ	18 10
2071300111	グループホームゆきのはな	飯山市大字静間474番地6	GH	18

(2) 他市町村にある地域密着型サービス指定事業所

介護保険事業者番号	事業所名称	事業所等の所在地	備考	定員
2093300073	グループホームゆりかご木島平	木島平村往郷875番地1	GH	9
2073300416	里山の家 木島平	木島平村穂高3115番地1	地密型特養	29
2073300226	グループホームふきんと	木島平村穂高2895番地8	GH	6
2071100560	運動型半日デイサービスセンター ながでんハートネットアクア中野	中野市西1丁目6-2	予防タイプ	25

3. 地域密着型サービス事業所の指定更新について

(指定更新事業所)

事業所名称	更新年月日
有限会社 フィオーレ福祉会 グループホームすずらん	令和7年(2025年)4月1日
フォニオ・ケア株式会社 グループホームゆきのはな	令和7年(2025年)5月1日
飯山赤十字病院居宅介護支援事業所	令和7年(2025年)5月20日

○飯山市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
平成 17 年 12 月 21 日告示第 89 号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、地域密着型サービスの適切な運営、公正性及び中立性の確保を図るため、飯山市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、地域密着型サービスの指定を行い、若しくは行わないこととしようとするとき又は地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市長に対して意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、民生部保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の規定に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。